

## 【憲 法】

Xは、穏健中正な教育を施すことを基本的教育方針とする私立大学であり、その教育方針にもとづき、学則の細則としての性質をもつ「生活要録」（以下「同要録」という）を定め、同要録を入学の際に学生に交付する学生手帳に掲載していた。Aは、X大学に入学し、四年生として在学中の学生であるが、同要録六条六号の「学内外を問わず署名運動・・・をしようとする時は、事前に学生課に届出しその指示をうけなくてはならない」の規定に違反して、届出をせずに、X大学の教室内で、休み時間等を利用し、当時政治的問題となっており、国会でも審議が紛糾していた政治的暴力行為防止法案に反対する請願の署名を呼びかけ、友人を中心に八名の署名を集めた。またAは、同要録八条一三号の「大学の許可なくいかなる外部的政治団体にも加入してはならない」の規定に違反して、大学の許可を受けずに学外の政治団体に加入していた。以上の事実を、Aのクラスメートの保護者からの苦情という形で知ったX大学は、在学中は学生を左右いずれの政治活動にも参加させない方針であり、上記のような事実が学内にあったとすれば、X大学の教育方針にも反し、同要録の定めにも違反することであり、このことは学内の秩序維持の上からも許されないと同時に、将来他の学生に及ぼす悪影響や学内規律の弛緩が憂慮されるとして、Aを呼び出し、数度の聞き取り調査を行った。Aは上記事実を認め、自己の行為が同要録に違反するものであることを認めたが、自己の行為の正当性を主張して譲らなかったため、X大学はAにつき、退学に関する規定であるX大学学則三六条四号「学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反したものに該当するとして退学処分を行った。

以上の事例につき、Aを弁護する立場から、X大学が行った退学処分について、憲法上の問題点をあげて論じなさい。